

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和2年4月1日）

○行政職給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	定型的な業務を行う職務	680	12.3	主事（うち一般任期付 46人）	419	1,562	28.3	主事・技師級
				技師（うち一般任期付 5人）	162			
				係員（警察事務の主任を含む）	99			
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務	849	15.4	主事	499	-	-	係長級
				技師	236			
				係員（警察事務の主任を含む）	111			
				係長	3			
3級	係長又は主任の職務	1,256	22.8	主査	28	1,324	24.0	係長級
				主事	2			
				係員（警察事務の主任を含む）	4			
				船長	1			
				副主査（うち再任用 301人、一般任期付 4人）	752			
				主任（うち再任用 14人）	367			
				係長	47			
				専門員（うち再任用 5人）	13			
事務主任	42							
4級	課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務	1,351	24.6	主査	2	1,563	28.4	課長補佐級
				主査	15			
				副主査	3			
				主任	2			
				係長	35			
				専門員	41			
				事務主任	2			
				課長補佐兼係長	260			
				副室長	1			
				課長補佐	145			
				所長補佐	7			
				所長補佐兼係長	2			
				主査（うち再任用 4人）	647			
				主任身体障害者福祉司	1			
				主任児童福祉司	1			
				主任職業訓練指導員	2			
				助教授	6			
				副所長	1			
				地方機関の次長	1			
				地方機関の課長	20			
				事務長	2			
				副校長（うち再任用 1人）	1			
				副館長	1			
教育局課長	8							
図書館課長	3							
郷土資料館課長	2							
人事主事	6							
事務主任	93							
技術主任	8							
司書主任	7							
署課長	14							
係長	12							
5級	主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務	762	13.8	係長	1	448	8.1	主幹級
				課長補佐兼係長	2			
				課長補佐	15			
				専門幹	282			
				主査	2			
				主任職業訓練指導員	1			
				助教授	3			
				署課長	7			
				主幹兼係長	188			
				主幹	90			
主査（うち再任用 1人）	8							
教授	1							

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
5級	主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務	762	13.8	地方機関の次長	2	448	8.1	主幹級
				地方機関の課長	67			
				広域振興局府税出張所長	2			
				農業改良普及センター所長	2			
				流域下水道事務所浄化センター所長	1			
				副所長	2			
				総合教育センター部長	1			
				教育局課長	7			
				図書館課長	1			
				郷土資料館課長	2			
				事務長（うち再任用 3人）	42			
				署課長	4			
				調査官	7			
6級	<p>1 本庁（知事の事務部局（地方機関を除く。）若しくは警察本部、市警察部若しくは警察学校（以下「警察本部等」という。）をいう。以下同じ。）又は議会、教育委員会、人事委員会、監査委員若しくは労働委員会の事務局（教育委員会にあつては、地方機関を除く。以下「議会等の事務局」という。）の課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務</p> <p>2 地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務</p>	333	6.0	地方機関の課長	1	471	8.5	課長級
				課長	20			
				参事（うち一般任期付 1人）	187			
				総務事務センター長	1			
				府民総合案内・相談センター長	1			
				副センター長	4			
				統括保健師長	1			
				地域統括保健師長	4			
				室長	2			
				地方機関の次長	11			
				技術次長	9			
				地方機関の部長	3			
				地方機関の室長	5			
				地方機関の課長	34			
				地方機関の参事	2			
				副所長	1			
				土木事務所出張所長	3			
				東京事務所副所長	2			
				府立体育館館長	1			
				府営水道事務所広域浄水センター所長	1			
				府営水道事務所水質管理センター所長	1			
				流域下水道事務所浄化センター所長	2			
				児童相談所長	2			
事務長（うち再任用 4人）	17							
副校長	2							
教育局次長	5							
図書館部長	1							
図書館課長	1							
郷土資料館長	2							
主席調査官	8							
7級	<p>1 本庁又は議会等の事務局の課長等であつて、困難な業務を処理するものの職務</p> <p>2 困難な業務を所掌する地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務</p>	145	2.6	課長	67			
				参事（うち再任用 1人）	17			
				企画参事	3			
				消費生活安全センター長	1			
				地方機関の次長	10			
				技術次長	1			
				地方機関の室長	2			
				地方機関の課長	14			
				地方機関の参事	1			
				農業改良普及センター所長	5			
				土木事務所長	3			
				消防学校長	1			
				副所長	5			
				高等技術専門校長	1			
				教育局長	2			
副校長	2							
公営企業管理事務所長	1							
大野ダム総合管理事務所長	1							

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
7級	1 本庁又は議会等の事務局の課長等であつて、困難な業務を処理するものの職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務	145	2.6	理事	2	117	2.1	部長級（次長）
				次長	1			
				室長	1			
				土木事務所長	1			
				総合教育センター次長	1			
				副園長	1			
				港湾局副局長	1			
				監	2			
				副部長	17			
				技監	4			
				理事（うち再任用 2人）	26			
				室長	4			
				副会計管理者	1			
				次長	4			
				地方機関の副局長	5			
				地方機関の部長	9			
				土木事務所長	4			
				府税事務所長	3			
				自動車税管理事務所長	1			
				自転車競技事務所長	1			
				東京事務所長	1			
				副館長（うち再任用 1人）	2			
				児童相談所長	1			
				家庭支援総合センター所長	1			
				淇陽学校長	1			
				計量検定所長	1			
				中小企業技術センター所長	1			
				織物・機械金属振興センター所長	1			
				高等技術専門校長	4			
				水産事務所長	1			
				林務事務所長	1			
				旅券事務所長	1			
				流域下水道事務所長	1			
				府営水道事務所長	1			
				港湾局長	1			
				教育監	1			
				部長	2			
				教育局長	3			
				総合教育センター所長	1			
				図書館副館長	1			
				参事官	1			
9級	1 本庁の部長の職務 2 議会等の事務局の長（教育委員会にあつては、教育次長を含む。）又は困難な業務を処理する部長の職務 3 重要な業務を所掌する地方機関の長の職務	25	0.5	監	1	27	0.5	部長級
				教育次長	1			
				部長	8			
				知事室長	1			
				職員長	1			
				会計管理者	1			
				企画理事	1			
				企画調整理事	2			
				理事	1			
				議会事務局長	1			
				委員会事務局長	3			
				広域振興局長	4			
10級	1 本庁の部長であつて、困難な業務を処理するものの職務 2 特に重要な業務を所掌する地方機関の長の職務	2	0.0	危機管理監	1			
				理事	1			
合計		5,512	100		5,512	5,512	100	

備考 この表において「地方機関」とは、京都市行政機関設置条例（平成12年京都市条例第3号）の規定に基づき設置された機関その他人事委員会規則で定める機関をいう。

○公安職給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	巡査の行う職務	1,148	17.4	巡査	1,148			
2級	1 巡査長の行う職務 2 相当の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	562	8.5	巡査	378	2,091	31.8	巡査
				巡査長	149			
3級	1 主任の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務 3 相当高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	1,366	20.8	主任	35	-	-	巡査部長
				巡査	94	-	-	巡査
				巡査長	292	-	-	巡査部長
4級	1 係長の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする主任の職務	1,571	23.9	主任 (うち再任用4人)	990	2,005	30.5	巡査部長
				巡査長	30	-	-	巡査
				係長	549	-	-	警部補
				課長補佐	1	-	-	警部
				課長・理事官・監察官	1	-	-	警視
5級	1 警察本部等の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 特に困難な業務を処理する係長の職務	1,379	20.9	係長 (うち再任用40人)	1,363	1,912	29.0	警部補
				課長補佐	4	396	6.0	警部
				署課長	12			
6級	1 警察本部等の課長補佐であつて、困難な業務を処理するものの職務 2 警察署の課長であつて、困難な業務を処理するものの職務	242	3.7	課長補佐	122	396	6.0	警部
				署課長	120			
7級	1 警察本部等の調査官又は次席の職務 2 警察署の管理官の職務 3 警察本部等の課長補佐であつて、特に困難な業務を処理するものの職務 4 警察署の課長であつて、特に困難な業務を処理するものの職務	203	3.1	課長補佐	58	180	2.7	警視
				署課長	50			
				次席	29			
				調査官	49			
				署課長 (警視)	17			
8級	1 警察本部又は市警察部の課長、理事官又は監察官の職務 2 警察本部等の主席調査官の職務 3 警察署の長又は副署長の職務 4 警察学校の副校長の職務	93	1.4	主席調査官	16	180	2.7	警視
				副校長	1			
				副署長	25			
				課長・理事官・監察官	41			
				署長	10			
9級	1 次長又は参事官の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務 3 警察学校の長の職務	20	0.3	署長	10	6,584	100	
				次長・参事官	10			
合計		6,584	100		6,584	6,584	100	

○教育職給料表（2）

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	1 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	172	4.5	寄宿舎指導員 (うち再任用 3人、一般任期付 3人)	41	172	4.5	実習助手等
				実習助手 (うち再任用 12人)	54			
				講師 (うち一般任期付 77人)	77			
2級	1 高等学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は主任実習助手の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務	3,419	90.6	寄宿舎指導員	12	3,419	90.6	教諭等
				実習助手	48			
				養護教諭 (うち再任用 3人、一般任期付 1人)	104			
				栄養教諭	12			
				教諭 (うち再任用 228人、一般任期付 7人)	3,243			
特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	23	0.6	指導教諭	16	23	0.6	主幹教諭等
				主幹教諭	7			
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭	98	2.6	教頭	94	98	2.6	教頭等
				副校長	4			
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	63	1.7	校長 (うち再任用 3人)	63	63	1.7	校長等
合計		3,775	100		3,775	3,775	100	

○教育職給料表（3）

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	221	3.6	講師	221	221	3.6	実習助手等
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	5,225	85.0	栄養教諭 (うち再任用 3人)	67	5,225	85.0	教諭等
				養護教諭 (うち再任用 10人、一般任期付 3人)	272			
				教諭 (うち再任用 158人、一般任期付 50人)	4,886			
特2級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	55	0.9	指導教諭	23	55	0.9	主幹教諭等
				主幹教諭	32			
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	341	5.6	教頭	331	341	5.6	教頭等
				副校長	10			
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	304	4.9	校長 (再任用 5人)	304	304	4.9	校長等
合計		6,146	100		6,146	6,146	100	

○医療職給料表（1）

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	公表上の職位	公表数	人	%	段階
1級	医療業務を行う職務	8	15.7	技師	8	15	29.4	主事・技師級
2級	1 病院の診療科の長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	8	15.7	技師	6	1	2.0	係長級
				主任医師	1			
3級	1 本庁の課長等の職務 2 病院の副院長の職務 3 地方機関の長の職務 4 病院の診療科の長であつて、困難な業務を処理するものの職務 5 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	23	45.1	医長	1	14	27.4	課長補佐級
				技師	1			
				課長補佐	7			
				地方機関の課長	1			
				医長	5			
				健康管理医	2			
				保健所長	3			
				地方機関の部長	3			
主席調査官	1							
4級	1 本庁の部長又は次長の職務 2 病院の長又は困難な業務を処理する副院長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	12	23.5	保健所長（うち一般任期付 1人）	4	11	21.6	次長級
				リハビリテーション支援センター長（うち一般任期付 1人）	1			
				保健環境研究所長（うち一般任期付 1人）	1			
				精神保健福祉総合センター所長	1			
				洛南病院院長	1			
				保健医療対策監	1			
				副院長	2			
部長	1	1	2.0	部長級				
合計		51	100		51	51	100	

備考 この表において「地方機関」とは、行政職給料表の備考に規定する地方機関をいう。

○医療職給料表（2）

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		人	%	職名	公表数	人	%	段階			
1級	1 栄養士又は学校栄養職員の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師の職務 4 理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務	-	-	技師	-	40	21.5	主事・技師級			
2級	1 薬剤師の職務 2 獣医師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務	40	21.5	技師（うち一般任期付 1人）	37						
				学校栄養職員（うち一般任期付 3人）	3						
3級	主任の職務	14	7.6	主任	14	65	34.9	係長級			
4級	係長の職務	51	27.4	副主査（うち再任用 7人）	51						
5級	主幹、課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務	72	38.7	課長補佐兼係長	13	57	30.7	課長補佐級			
				課長補佐	3						
				専門幹	3						
				主査	32						
				地方機関の課長	5						
				副薬剤長	1						
				主幹兼係長	6						
				主幹	2						
				地方機関の次長	1				15	8.1	主幹級
				地方機関の室長	1						
地方機関の課長	3										
家畜保健衛生所長	2										
6級	地方機関の長又は課長等の職務	6	3.2	地方機関の課長（うち再任用 1人）	5	9	4.8	課長級			
7級	困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	3	1.6	動物愛護センター所長	1						
				家畜保健衛生所長	3						
合計		186	100		186	186	100				

備考 この表において「地方機関」とは、行政職給料表の備考に規定する地方機関をいう。

○医療職給料表（3）

級	基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	公表上の職位	公表数	人	%	段階
1級	准看護師の職務	-	-	技師	-			
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	15	10.8	技師	15	15	10.8	主事・技師級
3級	病院の看護師長又は主任の職務	57	41.0	副主査（うち再任用 13人） 主任	46 11	67	48.2	係長級
4級	病院の看護師長であつて、困難な業務を処理するものの職務	19	13.7	主査	3			
				副主査	5			
				主査	6			
				看護師長	2			
				副看護師長	3	-	-	課長補佐級
5級	病院の副看護師長又は特に困難な業務を処理する看護師長の職務	46	33.1	副主査	2	-	-	係長級
				主査	30	54	38.9	課長補佐級
				看護師長	5			
				教務主任	1			
				副看護師長	6			
				副校長	1			
				副看護部長	1	1	0.7	主幹級
6級	病院の看護部長の職務	2	1.4	看護部長	1	2	1.4	課長級
				看護学校長	1			
合 計		139	100		139	139	100	

○研究職給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	公表上の職位	公表数	人	%	段階
1級	上級の研究員の指揮監督の下に研究を行う研究員の職務	45	20.1	技師	34	45	20.1	主事・技師級
				主任研究員	5			
				研究員	6			
2級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う研究員の職務 2 主任の職務	65	29.0	主任	18	67	29.9	係長級
				副主査（うち再任用 18人）	38			
				専門研究員（うち再任用 1人）	9			
3級	1 高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務 2 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	93	41.5	副主査	1	64	28.6	課長補佐級
				専門研究員	1			
				専門幹	2			
				主任研究員	57			
				科長	5	27	12.0	主幹級
				主任研究員	16			
				地方機関の部長	4			
				地方機関の室長	2			
調査官	5							
4級	1 試験場又は研究所（以下「試験場等」という。）の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な研究の統括、調整等を行う職務	17	7.6	農林水産技術センター所長	4	17	7.6	課長級
				碓高原牧場長	1			
				地方機関の部長	3			
				地方機関の課長	8			
				副所長	1			
5級	特に困難な業務を所掌する試験場等の長又は次長の職務	4	1.8	技術次長	1	4	1.8	次長級
				農林水産技術センター長	1			
				農林水産技術センター所長	2			
合計		224	100		224	224	100	

○技能労務職給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	公表上の職位	公表数	人	%	段階
1級	補助的な業務を行う職務	-	-		-			
2級	定型的な業務を行う職務	-	-		-	-	-	主事・技師級
3級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務	-	-		-			
4級	係長又は主任の職務	45	26.2	主査	2	49	28.5	係長級
				副主査（うち再任用 23人）	31			
				主任（うち再任用 6人）	8			
				専門員	2			
				係員（警察事務の主任を含む）	2			
5級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務	127	73.8	副主査	1	123	71.5	課長補佐級
				技術主任	3			
				専門幹	41			
				主査	40			
				専門員	2			
				技術主任	40			
合計		172	100		172	172	100	

○特定任期付職員給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	公表上の職位	公表数	人	%	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	-	-		-	-	-	-
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	-	-		-	-	-	-
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	2	66.7	主査	1	1	33.3	-
				主査	1	1	33.3	-
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	33.3	主幹	1	1	33.3	-
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	-	-		-	-	-	-
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	-	-		-	-	-	-
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	-	-		-	-	-	-
合計		3	100		3	3	100	